

地方税に関する事務 全項目評価書
素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	ページ	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	上段：変更理由 下段：変更のきっかけ
①	8	システム 11 ②システムの機能	<p>2 証明書データ作成等機能</p> <p>コンビニ等の店舗に設置されているキオスク端末を利用した納税証明書等の各種証明書発行要求があった際、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、各種証明書 PDF データを作成し、<u>機構の証明書交付センターに送付する。ただし、証明書データに個人番号は記載されない。</u></p>	<p>2 証明書データ作成等機能</p> <p>コンビニ等の店舗に設置されているキオスク端末を利用した納税証明書等の各種証明書発行要求があった際、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、各種証明書データを作成し、送付する。</p>	<p>・対象となるデータやシステムを明記するのが適当</p> <p>・証明書データに個人番号が記載されないことを明記するのが適当</p> <p>第三者点検</p>
②	14	(別添 1) 事務の内容			<p>コンビニ交付サービスの実態に則すよう、ECセンター*に係る記載を明記するのが適当</p> <p>※EC センター…コンビニ事業者等が設置・運用するデータセンター。キオスク端末と証明書交付センターを中継する。</p> <p>情報公開・個人情報保護審議会 (平成 29 年 9 月 5 日)</p> <p>・データ連携に個人番号を含まないため、黒矢印とするのが適当</p> <p>第三者点検</p>

No.	ページ	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	上段：変更理由 下段：変更のきっかけ
③	14	(別添1) 事務の内容 (備考)	<p>①区民等から納税証明書、課税証明書、非課税証明書の申請を受付する。</p> <p>②納税証明書、課税証明書、非課税証明書の情報を税務情報トータルシステムに入力する。</p> <p>③納税証明書、課税証明書、非課税証明書を出力する。</p> <p>④区民等に納税証明書、課税証明書、非課税証明書を交付する。</p> <p>⑤区民からコンビニ等で、納税証明書、課税証明書、非課税証明書の申請を受付する。<u>(個人番号カードを利用)</u></p> <p>⑥区民にコンビニ等で、<u>証明書自動交付システムにより作成した</u>納税証明書、課税証明書、非課税証明書を交付する。</p>	<p>①区民等から納税証明書、課税証明、非課税証明の申請を受付する。</p> <p>②納税証明書、課税証明、非課税証明の情報を税務情報トータルシステムに入力する。</p> <p>③納税証明書・課税証明・非課税証明を出力する。</p> <p>④区民等に納税証明書・課税証明・非課税証明を交付する。</p> <p>⑤区民等からコンビニで、納税証明書、課税証明、非課税証明の申請を受付する。</p> <p>⑥区民等にコンビニで、納税証明書、課税証明、非課税証明を交付する。</p>	<p>・文言の整理</p> <p>・個人番号カードの利用を明記するのが適当</p> <p>・証明書自動交付システムの機能を明記するのが適当</p>
④	31	6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 同様の記載があるページ 43, 51, 59	<p><当区における措置></p> <p>・特定個人情報が記載された申告書等の紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている場所に保管する。</p>	<p><当区における措置></p> <p>・特定個人情報が記載された申告書等については、施錠管理を行っている場所に保管する。</p>	<p>媒体の種類を明記するのが適当</p>
⑤	51	7. 備考	<p>コンビニ交付サービスにおいて、<u>証明書自動交付システムでは証明書データを送信後速やかに同データを消去する。さらに、機構の証明書交付センター、コンビニ事業者等のECセンター及びキオスク端末では証明書データを保持しないほか、証明書データは証明書交付後にキオスク端末から消去される。</u></p>	<p>コンビニ交付サービスにおいて、<u>機構の証明書交付センターでは証明書データを保持しないほか、コンビニ事業者等のキオスク端末では証明書発行後速やかに証明書データを消去する仕組みとなっており、区以外の者が特定個人情報を保管することはない。</u></p>	<p>証明書自動交付システムにおける特定個人情報の保管・消去について明記するのが適当</p>
					<p>第三者点検</p> <p>第三者点検</p> <p>情報公開・個人情報保護審議会 (平成29年9月5日)</p>

No.	ページ	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	上段：変更理由 下段：変更のきっかけ
⑥	70	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで <u>安全性</u> を確保している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで <u>安全生保</u> 確保している。	誤字の修正
		同様の記載があるページ 81			第三者点検
⑦	73	7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<当区における措置> 略 ・特定個人情報が記載された <u>申告書等</u> の紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている書庫・キャビネットに保管し、鍵の管理を徹底する。	<当区における措置> 略 ・特定個人情報が記載された紙媒体や外部記録媒体については、施錠管理を行っている書庫・キャビネットに保管し、鍵の管理を徹底する。	書類の種類を明記するのが適当
		同様の記載があるページ 83, 93, 102			第三者点検
⑧	93	7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	< <u>機構</u> における措置> <u>証明書交付センター</u> 内の広域交付サーバは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行う。 < <u>コンビニ事業者等</u> における措置> <u>キオスク端末</u> は施錠されており、端末保守員以外の者が開錠することができない。	< <u>証明書交付センター</u> における措置> 広域交付サーバは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行う。 < <u>キオスク端末</u> における措置> <u>端末</u> は施錠されており、端末保守員以外の者が開錠することができない。	コンビニ交付サービスにおけるリスク対策を行っている主体を明記するのが適当
					自己点検

No.	ページ	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	上段：変更理由 下段：変更のきっかけ
⑨	93	7. 特定個人情報の 保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p>< <u>機構</u>における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書交付センターと区の証明書自動交付システムとの間は行政専用のネットワーク（LGWAN）回線で、同センターと <u>コンビニ事業者等のECセンター</u>との間は専用回線でそれぞれ <p>接続し、閉域性を確保することで、第三者からのアクセスを排除している。</p>	<p>< <u>証明書交付センター</u>における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>機構の証明書交付センター</u>と区の証明書自動交付システムとの間は行政専用のネットワーク（LGWAN）回線で、同 センターと <u>コンビニエンスストア等に設置されているキオ</u> <p><u>スク端末</u>との間は専用回線でそれぞれ接続し、閉域性を確保することで、第三者からのアクセスを排除している。</p>	<p>コンビニ交付サービスの実態に 則すよう、ECセンターに係る 記載を明記するのが適当</p>
			<p>< <u>コンビニ事業者等</u>における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ECセンターとキオスク端末との間は専用回線で接続し、閉</u> <u>域性を確保することで第三者からのアクセスを排除している。</u> ・ <u>キオスク端末から証明書が交付された後は、同データは速や</u> <u>かにセキュリティソフトによって端末から自動的に消去される。</u> 	<p>< <u>キオスク端末</u>における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>（追記）</u> ・ <u>証明書のデータについては、発行後速やかにセキュリティ</u> <u>ソフトによって端末から自動的に消去される。</u> 	
⑩	94	特定個人情報の保 管・消去におけるそ 他のリスク及びそ のリスクに対する措 置	<p>< <u>コンビニ事業者等</u>における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>キオスク端末では、個人番号カードの取り忘れ防止のため、</u> <u>カードを取り外さないと証明書発行画面に進むことができな</u> <u>いほか、証明書の取り忘れ防止のため、音声及び画面の警告表</u> <u>示によって注意喚起を促している。</u> ・ <u>キオスク端末で</u>証明書を 取り 忘れた際は、原則、コンビニエ ンスストア等の従業員が所轄の警察署に届出を行うこととする 内容の契約が、機構とコンビニ事業者との間で締結されてい る。 ・ <u>キオスク端末を設置する店舗等では監視カメラが設置されて</u> <u>いる。</u> ・ <u>各店舗で定める就業規則又は守秘義務契約書により従業員の</u> <u>不正行為を禁止する。</u> ・ <u>店舗等に1名個人情報取扱責任者を置く。</u> 	<p>< <u>キオスク端末</u>における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>個人番号カードの取り忘れ防止のため、カードを取り外さ</u> <u>ないと証明書発行画面に進むことができないほか、証明書の</u> <u>取り忘れ防止のため、音声及び画面の警告表示によって注意</u> <u>喚起を促している。</u> ・ 証明書を 取り 忘れた際は、原則、コンビニエ ンスストア等の従業員が所轄の警察署に届出を行うこととする 内容の契 約が、機構とコンビニ事業者との間で締結されている。 ・ <u>（追記）</u> 	<p>キオスク端末設置店舗等におけ る監視カメラの設置形態につい て明記するのが適当</p> <p>情報公開・個人情報保護審議会 （平成29年9月5日）</p> <p>キオスク端末が設置されている 店舗等の従業員の不正を防止す るための措置を明記するのが適 当</p> <p>総務区民委員会 （平成29年9月13日）</p>